

●介護保険サービス利用料

利用者負担は、サービスにかかる費用の1割、2割、または3割です。ただし、おもな在宅サービスなどにはサービス費用に対する「支給限度額」があり、それを超えた場合は、超えた分が全額利用者負担になります。

◆利用者負担の割合(令和3年8月分～)

3割	①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割負担に該当しない人で①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人(第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です)

※合計所得金額…介護保険料算定用の合計所得金額と考え方は同じです

◆支給限度額(1ヶ月あたり)…介護保険対象費用の上限額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

例) 施設サービス：1割負担の場合

施設サービス費	200,000円	}	介護保険(9割)	180,000円
			自己負担(1割)	20,000円
食費・居住費等	30,000円		自己負担(全額)	30,000円
サービス費合計	230,000円		自己負担	50,000円